

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **東松島市** (都道府県: **宮城県**)
 本事業の担当部局名 **保健福祉部子育て支援課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)		
個別事業名	令和5年度 東松島市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 平成29 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	10,050,000 円		
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 東松島市では2005年の43,213人をピークに人口が減少に転じ、2010年には42,899人。2011年には東日本大震災により40,463人と更に激減した。震災後の社会増減は、近年、転出超過から転入超過へと移り変わることで増加傾向にあり、2014年には50人の増加となっているが、自然増減は、本市に生まれる子どもより亡くなる人口数が多いため減少傾向にあり、2013年には75人の減少となっている。自然増減の要素となる出生数を増加させる手法の一つとして婚姻数の増加が求められるが、本市における婚姻数の推移としては2011年は214件、2015年は171件となり、2016年は185件、2017年は190件と逡増傾向に転じる。しかし、2018年は162件、2019年は152件と減少傾向にあり、引き続き、出会いの場を創出する婚活支援事業や結婚新生活支援事業などの事業継続が求められる。 <本個別事業の位置付け> 東松島市人口ビジョン・第2期総合戦略においては、出生率や純移動率の改善により人口の減少速度を緩和し、2045年に33,000人程度を実現する目標として掲げ、国や宮城県の総合戦略との整合を図り、次の4つの基本目標を推進している。 ①東松島市への新しいひとの流れをつくる ②安定した雇用を創出する ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ④時代に合った地域をつくり安全・安心な暮らしを守る 本事業については、上記③に位置づけられる。 (本個別事業における現状と課題) (課題への対応)		

個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	【補助上限額】				
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	【対象費目】				
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
【その他独自要件】					
2. 申請見込					
①新規世帯見込					
上記のうち		15	世帯		
		ともに29歳以下	11	世帯	
		左記以外	4	世帯	
【積算根拠】					
29歳以下: 11世帯(申請見込) × 60万円(補助上限額) = 6,600千円					
上記以外: 4世帯(申請見込) × 30万円(補助上限額) = 1,200千円					
※申請見込については、令和3年度の当事業における支給実績を引用。					
【令和4年度申請状況】					
(令和4年4月~令和5年3月)					
申請見込世帯数 15 世帯					
②継続補助見込					
		継続補助実施の有無	有		
見込世帯数		10	世帯		
対象経費支出予定額		2,250,000	円		
3. 広報の実施予定					
市報、市ホームページでの周知のほか、戸籍受付窓口、子育て支援課窓口へのチラシ設置、新成人へのチラシ配布					

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率(2030年)		1.8	1.24
	婚姻件数(2020年～2025年)		1,500	298
	出生数(2020年～2025年)		2,400	683
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.24 (令和3年度)	
	婚姻件数	件	155 (令和3年度)	
	婚姻率		3.9 (令和3年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100	100(令和3年)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	75	47(令和3年)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	80(令和3年)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	宮城県が実施する結婚支援におけるAIマッチングシステムの会員登録を促すため、出張登録及び相談会を共催で実施するとともに、本市事業について宮城県HPへの掲載(リンク付け)により一層の周知を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	一般社団法人東松島みらいとし機構にチラシ配架等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。